

○国立大学法人筑波技術大学学報発行規程

〔平成17年10月3日〕
規程第34号

最終改正 平成31年3月12日規程第25号

国立大学法人筑波技術大学学報発行規程

(目的)

第1条 国立大学法人筑波技術大学学報(以下「学報」という。)は、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)の管理運営に関し、必要な事項を学内に周知し、事務連絡の円滑化を図るため、発行するものとする。

(掲載事項)

第2条 学報には、次の各号に掲げる事項を掲載する。

- (1) 関係法令等
- (2) 学内規則等
- (3) 学内告示及び公示
- (4) 学内諸会議、委員会等の結果
- (5) 人事異動
- (6) 一般通報事項
- (7) 関係資料
- (8) 主要行事予定
- (9) その他必要な事項

(掲載の効果)

第3条 学報に掲載した事項は、公文書による通知とみなす。

(発行)

第4条 学報は、毎月10日に発行する。ただし、必要があるときは、号外及び資料版を発行する。

(原稿作成責任者及び原稿の提出)

第5条 第2条各号に掲げる掲載事項の作成責任者は、次表のとおりとする。

掲載事項	作成責任者
第1号から第3号及び第5号	総務課長
第4号及び第6号から第9号	主管課長

2 学報の掲載事項の原稿は、前項に定める原稿作成責任者の承認を得て、毎月末日までに、総務課広報・情報化推進係に提出するものとする。

(編集)

第6条 学報の掲載事項の整理、掲載順序の決定等学報の編集に関する事項は、総務課長が

行う。

(配布)

第7条 学報は、本学の職員その他学長が必要と認めた者に配付する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。